

廃棄物処理センター等に対する補助事業（公共）

1, 189百万円（994百万円）

廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課
廃棄物対策課

1. 事業の必要性・概要

産業廃棄物については、民間による産業廃棄物処理体制を中心として適正な処理を確保することが基本であるが、民間のみでは適正な処理を確保することが困難な場合には、都道府県等の公共関与による施設を整備することが必要である。

また、地域の実情に応じて、ばいじん、燃え殻など特別管理一般廃棄物等についても、市町村のみならず、都道府県等の関与により適正な処理の確保を推進する必要がある。

このため、都道府県・政令市が関与した公共関与の処理主体である廃棄物処理センター等による廃棄物処理施設の整備に対し、国としても財政的な支援を行う。

2. 事業計画（業務内容）

（1）産業廃棄物処理施設モデル的整備事業

産業廃棄物の処理施設の円滑な整備を推進するため、廃棄物処理センター等による産業廃棄物のモデル的な処理施設の整備を行う事業に対して、施設整備に必要な事業費の1/4を補助する。

（2）廃棄物処理センター等が行う一般廃棄物処理施設の整備事業

（1）の産業廃棄物処理施設と同時に一般廃棄物処理施設の整備を行う事業に対して、施設整備に必要な事業費の1/3を補助する。

（3）安全性等確保事業

廃棄物処理センターが整備する一般廃棄物の最終処分場の安全性及び信頼性を確保する事業に対して、事業費の1/2を交付する。

3. 施策の効果

公共関与による廃棄物処理体制が整備されることにより、廃棄物の適正かつ広域的な処理が可能となる。

廃棄物処理センターに対する補助事業

平成26年度要求額1,189百万円
(平成25年度994百万円)

目的

都道府県又は政令市(以下「都道府県等」という。)が関与して産業廃棄物の処理を行うためのモデル的な施設を整備し、処理施設の安全性に十分配慮するなど周辺住民の理解が得やすい産業廃棄物の処理施設を設置するための知見及び円滑な事業経営に必要なノウハウを都道府県等が蓄積することにより、今後の産業廃棄物処理施設の整備を推進しやすい体制を構築する。

補助対象施設

- ①焼却施設(処理能力100t/日以上)
- ②感染性廃棄物の焼却施設(処理能力100t/日以上)
- ③管理型最終処分場(埋立面積1ha以上) ④化学処理施設 ⑤産廃再生利用総合施設

廃棄物処理センターによる施設整備の施設整備国庫補助スキーム

総事業費

補助対象事業費(A)

補助対象 外事業

国庫補助
(A) × 1/4 (都
道府県等出資
額が上限)

都道府県等の
出資又は補助
(地方債の
適用が可能)

民間からの借り入れ等